

固定資産評価審査委員会 審査の流れ

※審査申出ができるのは、固定資産課税台帳に登録された価格に限ります。

| |
|---|
| 価格等の決定・登録 |
| ○ 市長は、3月末日までに価格を決定します。決定された価格は、固定資産課税台帳に登録されます。 |
| 固定資産の縦覧 |
| ○ 4月1日から4月20日又は納期限の日のいずれか遅い日以後の日まで、土地及び家屋価格等縦覧帳簿を関係者の縦覧に供します。 |

課税台帳に登録された価格に不服がある場合

| |
|---|
| 審査申出 |
| ○ 審査申出をすることができる期間は、固定資産課税台帳に価格を登録した旨が公示された日（通常4月1日）から納税通知書の交付を受けた日後3か月以内です。 |

* 受付に当たっては、申出人が適格者であるかどうか、申出事項が申出の対象となるかどうかの確認を行います。

固定資産評価審査委員会の開催

審査申出の形式審査
（柏崎市固定資産評価審査委員会条例5条）

- 必要な添付書類があるか
- 期限内に提出されたものであるか など

- 補正：申出書の記載事項に欠陥がある場合、5日以内の期間を定め、補正を求めます。
- 受理：申出が適法な場合は、受理します。（市長へ通知。内容の審査に入ります。）
- 却下：申出が不適法な場合は、却下の審査決定をします。（審査申出人に通知）

補正理由（例）

- 審査申出の資格（代理人を選任する際の委任状の漏れ）
- 審査申出物件（審査の対象となる固定資産が不明確）
- 審査申出の趣旨（決定を求める結論が不明確）
- 審査申出の理由（審査申出に至る理由、内容が不明確）

審査申出人

申出ができる人

固定資産の納税者（課税年度の賦課期日である、1月1日現在の固定資産税の**所有者又は、その代理人**。）
（納税管理人や借地人は審査の申出をすることができません。）

* 固定資産税を共有している場合、各共有者が単独で申出をすることができる。

申出人の提出書類

- 1 固定資産評価審査申出書 **（正本・副本2部）**
※申出書は監査委員事務局にあるほか、市ホームページからダウンロードができます。
- 2 資格証明書（申出人が法人、社団の場合）
- 3 委任状（代理人を立てた場合）
※2、3については1部

* 郵送の場合は、その郵便の消印の日付が、審査の申出をすることができる期間内であれば有効。

審査委員会の設置

- 1 審査委員会の委員は、柏崎市の住民で市税の納税義務者がある者のうちから、議会の同意を得て、市長が選任します。
- 2 審査委員会に委員長が置かれます。
- 3 審査委員会は、委員のうちから3人を指定し、その合議体を構成し、審査の申出の事件を取り扱います。

審査申出書受理後

形式の審査を経た適法な審査申出について、おおむね次の手順で行われます。

